



東部・北部家畜防疫獣医師会  
(公社)千葉県畜産協会  
東部家畜保健衛生所  
TEL: 0475(52)4101  
FAX: 0475(52)3335  
<http://www.pref.chiba.lg.jp/kh-toubu/index.html>

令和5年1月第66号(鶏)

## 高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜確認(国内57、58例目)

例目	所在地	飼養状況	通報等	疑似患畜確定日
57	宮崎県川南町	採卵鶏(約10万羽)	死亡羽数増加	1/10
58	広島県三次市	採卵鶏(約83.5万羽)	死亡羽数増加	1/10

## 高病原性鳥インフルエンザに係る緊急消毒 消石灰の受取・消毒後の報告方法について

家畜衛生だより令和4年度第58号でお知らせしたとおり、令和4年12月26日付で消毒命令(家畜伝染病予防法第30条、まん延防止)が発出されました。これにもとづき、県では消石灰(20kg/袋、100羽以上の1農場につき10袋)の配布を行っています。

### 【消石灰の受取りについて】

現在、配布期間が1月7日から1月13日の方の消石灰配布を行っています。お手元の引換券の内容をご確認のうえ、期間内の受取りをお願いします。

配布期間を過ぎた引換券は使用できません。1月6日までの引換券をお持ちの方は、家畜保健衛生所までご連絡ください。

### 【緊急消毒及び報告の方法】

- 1 消毒の実施：鶏舎周囲及び農場外縁部に消石灰を散布
- 2 消毒の記録：消毒の実施状況を写真等に記録
- 3 消毒の報告：実施日から1週間以内に家畜保健衛生所に報告

報告内容 農場名・管理者名  
実施日

報告方法：メール又はFAX

東部家保のメールアドレス < [toubukaho@mz.pref.chiba.lg.jp](mailto:toubukaho@mz.pref.chiba.lg.jp) >

東部家保メールアドレス



<お願い>

- ・報告の際は、必ず「農場名」や「畜主名」を記載してください。
- ・写真等の添付ファイルの大きさは3MB程度までに調整してください。添付ファイルのサイズが大きいとメールが届かないことがあります。

東部家畜保健衛生所 Tel.0475-52-4101  
夜間・休日は転送されますので、必ず5回以上コールしてください